

協 定 書

小野町（以下「甲」という。）と起業者（以下「乙」という。）は、乙が
地内に を造成（建設）することについて、小野町開発事業指導要綱第14条の規定
により次のとおり協定する。

（開発事業の計画の策定及び施行）

第1条 次の開発事業の策定及び施行にあたっては、乙は、開発事業指導要綱及びこの協定の定めるところにより、信義、誠実の原則に従い、これを行なわなければならない。

開発事業地

開発事業名及び目的

開発事業施行者

開発事業面積

開発事業期間

2 乙は、開発事業の計画策定及び施行にあたっては、あらかじめ甲、関係行政機関及び関係地域住民に、当該事業計画及び実施計画を説明しなければならない。

3 前項の規定は、乙が当該事業計画及び実施計画を変更する場合について準用する。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（住民の安全の確保及び被害の補償）

第2条 乙は、法令に別段の定めがある場合においては、当該定めに従い、また、法令に定めがない場合においては、甲及び関係行政機関の指示に従い、開発事業の施行に関して必要な防災施設を自らの費用負担において設け、災害及び公害の防止、その他住民の生命財産の保護並びに自然環境の保全のため、最善の努力を払わなければならない。

2 前項の防災施設は、その性質上不可能または不適当なものを除き、一切の他の施設及び工事に先行して施工しなければならない。

3 開発事業の施行により、またはこれに関連して、災害または公害が発生し、または発生するおそれが生じたと甲が判定した場合には、乙は甲の指示に従い、その責任において遅滞なく必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、前項の規定により乙により措置が講ぜられた場合にあっては、現実には災害が発生、または公害が発生し、または発生するおそれが濃厚であると判定したときは、乙に対しその開発事業の施行の全部または一部の一時停止、中止または廃止、その他の必要な措置を講ずべき旨を指示するものとし、乙は、当該指示を受けたときは、遅滞なく当該必要な措置を講ずるものとする。

（道路の整備）

第3条 乙は、開発事業の施行に伴い当該開発事業の対象となる区域（以下「開発区域」という。）の内外において新たに必要となり、または改良を必要とすることとなる道路については、既存の道路の道路管理者及び甲との協議を経て、原則として自らの費用負担においてこれを整備しなければならない。

2 乙は、開発区域の内外において新設または改良をした道路で、甲に移管されるものについては舗装するものとし、その工法については甲の指示するところによるものとする。

3 乙は、前項の移管手続が完了するまでの間は、当該道路についても善良なる管理者の注意をもって、維持管理しなければならない。

(用水の確保)

第4条 乙は、開発事業の施行中及び完成後における必要な用水については、原則として自らの責任と費用負担においてこれを確保しなければならない。

2 前項の場合においては、乙はあらかじめ水道事業管理者及び直接関係のある水利権利者と協議のうえ、関係地域住民が現に使用している飲料水、その他の生活用水、農業用水等既存の水需要に支障を生ぜしめないよう、他の水源の確保に努めるとともに地下水調査、水源涵養施設の設置等、調査及び対策上必要と認められる十分な措置を講じなければならない。

3 前項の措置が講ぜられたにもかかわらず、関係地域の既存の飲料水、その他の生活用水、農業用水等既存の水需要に支障が生じた場合には、乙は甲の請求により当該支障が乙の取水に起因するものでないことが判明するまでの間は、その地下水等の取水を制限し、かつその対策について甲と協議しなければならない。

(排水施設の整備)

第5条 乙はあらかじめ甲と協議のうえ、地形、地質、開発区域の規模及び放流先の排水能力、利水の状況、その他周辺の状態を勘案し、かつ開発事業の施行中及び完成後における雨水、汚水、下水等の排水量を十分に考慮して、これらを有効かつ適切に排出できるように設計した排水施設を下水道、排水路、その他の排水施設または河川その他の公共の水域に自らの費用負担において接続させなければならない。この場合において、放流先の河川、排水路等の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、当該河川、排水路等の管理者と協議のうえ、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けるものとする。

2 乙は、雨水以外の汚水、下水等については、甲の指示する方法により浄化槽または終末処理施設を設けて処理しなければならない。

3 乙は、開発区域内の排水を 川に放流する場合は、法令の規定による許認下を得るほか、甲及び関係の水利権者と協議のうえ、その同意を得なければならない。

(廃棄物の処理)

第6条 乙は、開発区域内において生ずるし尿、ごみ等の一般廃棄物については、甲の指示するところに従い、し尿処理施設、ごみ処理施設等を設け、生活環境及び自然環境の保全上、支障のない方法で自ら処理するか、または甲の指示する方法で甲の指示する場所までこれを運搬しなければならない。

(消防水利施設の整備)

第7条 乙は、甲と協議のうえ、気候、地形、用途、周辺の状態等に応じ、防火水槽等必要な消防水利施設を自らの費用負担において設置しなければならない。

(公共施設及び公益的施設の整備)

第8条 乙は、前条までに規定するもののほか、開発事業の施行中及び完成後において新たに必要に

なり、または改良を必要とすることとなる公共施設及び公益的施設については、既存のこれらの施設の管理者及び甲との協議のうえ、原則として自らの費用負担においてこれを設置し、かつ、整備しなければならない。

- 2 乙は前項の規定により自らが施設した公共施設及び公益的施設については、自らの責任で管理運営するか、または、責任のある第三者をして管理運営させなければならない。

（文化財の保護）

第9条 乙は、開発事業の計画の策定及び施行にあたっては、甲及び関係行政機関の指示に従い、あらかじめ、自らの費用負担において、開発区域について、文化財の存否の調査を行ない、これが存するときは、できる限りこれを保存するように努めなければならない。

（自然保護）

第10条 乙は、開発事業の計画の策定及び施行にあたっては、自然環境が人間及び人間生活にあたえる恵みの重要性を十分に考慮し、できる限り自然の地形と植生を生かすとともに、工事に伴い自然環境の破壊が生じた場合には、樹木等の植栽に努めるほか、自然植生のすみやかな回復を図る等自然保護に必要な措置を積極的に自らの費用負担において講じなければならない。

（地域開発への協力）

第11条 乙は、開発事業の施行及び関連施設の建設が、地域開発及び住民福祉の向上を阻害せず、むしろこれらを積極的に助長し、増進させるものとなるよう、最善の努力を払わなければならない。

- 2 乙は、開発事業の完成後における関連施設の運営管理のため必要となる労働力については、地域内における同種労働についての平均的水準を少なくとも下廻らない待遇で、地域住民を優先的に雇用するよう努めなければならない。

（立入調査等）

第12条 乙は、甲が開発事業の施行状況等を調査するため必要があると認めて立入調査の許諾を求めたときは、遅滞なくその求めに応じなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により甲が立入調査を行なう場合においては、自らこれに立会うか、または、責任ある者をしてこれに立ち合せなければならない。
- 3 乙は、甲が開発事業の施行状況及び開発事業指導要綱による勧告に基づいて講じた措置等について必要があると認めて報告を求めたときは、遅滞なくその求めに応じなければならない。

（管理責任体制の確立）

第13条 乙は、開発事業の施行中及び完成後における開発区域全体及び関連施設の管理について、管理責任者を設け、また、必要に応じ、管理事務所を設置する等、管理体制を明確にして、これを維持管理しなければならない。

- 2 乙は、前項の管理責任者、管理事務所の設置等管理責任体制の内容について、甲の指示するところに従い、現地にその旨を表示するほか、これを甲に通知しなければならない。その内容に異動があった場合も、また、同様とする。

（土地の分譲及び会員の募集）

第14条 乙は、分譲地（開発区域の全部または、一部の土地を区画を分けて譲渡する場合の当該区画された土地をいう。）の譲受人の募集を行なうとするときは、募集を行なうとする都度、当該土

地の所在、地目その他当該土地を特定するために必要な表示、分譲及び募集方法、価格、引渡しの時期、建ぺい率、建築期限、分譲地の再分割の防止、現地における管理責任者の職氏名及び職務権限その他当事者の権利義務の内容等について、当該募集の開始前 20 日までに甲に届け出なければならない。

- 2 乙は会員（入会金、保証金、預託金、出資金、株式払込金その他いかなる名義をもってするかを問わず、一定額または一定率の金円を支払い、預託し、または、出資したこと等により、開発事業により、または、これを関連してつくられる施設を一般の利用に比して有利な条件で利用することができる権利、地位、資格等を有する者をいう。）の募集を行なうとするときは、募集を行なうとする都度、当該土地の所在、地目その他、当該土地を特定するために必要な表示、募集の方法、価格、現地における管理責任者の職氏名及びその職務権限その他、当事者の権利義務の内容等について、当該募集の開始前 20 日までに甲に届け出なければならない。

（協定事項の不履行等の場合の措置）

- 第 15 条 乙がこの協定に定める義務を履行しない場合、その他開発事業の施行または、施設の設置に起因して損害が生じた場合においては、乙は、甲の指示するところに従い、相当額の違約金の支払い、原状回復その他損害の賠償の責めを負うものとする。

（開発事業の譲渡または承継）

- 第 16 条 乙は、この協定に係る開発事業または、開発区域内の土地若しくは施設についての権利を第三者に譲渡し、または承継させる場合においては、あらかじめ、甲に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 乙は、前項の規定により開発事業または開発区域内の土地若しくは施設についての権利を第三者に譲渡し、または、承継させる場合においては、これを譲り受けまたは、承継した者が開発事業指導要綱及びこの協定に定めた遵守事項のすべてを承継し、かつ、乙の負担していた義務については、相当の期間乙と譲受人または、承継人とが連帯してその責めを負うよう、必要な措置をとるものとする。

（協定の変更または解除）

- 第 17 条 この協定に定める事項について、不測の事態によりこれを達成することが著しく困難になったものが生じたときは、甲乙協議のうえ、この協定を変更し、または、解除することができるものとする。

（実施細目及び疑義の決定）

- 第 18 条 この協定の実施細目は、別に覚書をもって定めるものとする。

- 2 この協定に定める事項に関して生じた疑義及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ処理するものとする。

（管轄裁判所）

- 第 19 条 この協定に定める事項及びこの協定に定めのない事項ではあるがこの協定に関連のある事項に関する争訟についての管轄裁判所は、甲の住所地の裁判所とする。

この協定の成立を証するため、この協定書 通を作成し、甲乙及び乙の連帯保証人がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲住 所 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻 92

氏 名 小野町長 ⑩

乙住 所

氏 名 会 社 名

代表権者の

職 氏 名 ⑩

この協定に基づく乙の義務の不履行の場合の違約金その他の損害金の支払のための連帯保証人

住 所

氏 名 会 社 名

代表権者の

職 氏 名 ⑩

乙にかわって自からこの協定に基づく開発事業に伴う防災措置及び開発事業の中止、廃止等による自然環境の保全、災害の防止のための措置を行なうことを保障する連帯保証人

住 所

氏 名 会 社 名

代表権者の

職 氏 名 ⑩